

「通信事業法」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

通信事業法

第一条

本法令を「仏暦二五四四年〔西暦二〇〇一年〕電気通信事業営業法（プララーチャ・バンヤット・ガン・プラコーブ・キチャカーン・トーラコムナーコム）」と呼ぶ。

第二条

本法令は官報告示日の翌日から施行する。

第三条

以下を廃止する。

- （一）仏暦二四七七年電信・電話法
- （二）仏暦二五一七年電信・電話法（第二版）

第四条

本法令において、

「通信事業（キチャカーン・トーラコムナーコム）」とは、周波数割当機関及びラジオ、テレビ、通信業監督法に基づく通信業を意味する。

「通信事業営業（カーン・プラコーブ・キチャカーン・トーラコムナーコム）」とは、一般他者に通信事業に係るサービスを提供する者のいる形態の営業を意味する。

「通信信号（レークマーイ・トーラコムナーコム）」とは、電気通信のための通信ネットワークで意味を伝達する数字、文字、その他の記号、あるいはそれらが複合した記号を意味する。

「通信ネットワーク（クローンカーイ・トーラコムナーコム）」とは、有線システム、電波システム、光システム、またはその他の電磁システム、あるいはそれらが複合したシステムによって端末間の通信のために直接に、または回線交換機その他の手段で接続された通信機の集合体を意味する。

「ネットワーク間接続（チュアム・トー）」とは、一方の通信事業者のサービス利用者がもう一方の通信事業者のサービス利用者と通信できる、あるいはそのサービスを利用できるようにするために、技術・商業上の合意に基づいた通信ネットワーク間の接続を意味する。

「委員会（カナ・カマカーン）」とは、周波数割当機関及びラジオ、テレビ、通信業監督法に基づく国家通信事業委員会を意味する。

「事務局（サムナックガン）」とは、国家通信事業委員会事務局を意味する。

「事務局長（レーカーティガン）」とは、国家通信事業委員会事務局長を意味する。

「係官（パナックガン・チャオナーティー）」とは、国家通信事業委員会が本法令に基づく任務執行のために任命し、官報告示した者を意味する。

第五条

内閣総理大臣を本法令の主務大臣とする。

第六条

委員会は係官を任命し、本法令に基づく執行のために職務を規定する布告を出す権限を有する。その布告は官報で告示した時に施行することができる。

第一章

通信事業営業許可

第七条

委員会が周波数割当機関及びラジオ、テレビ、通信業監督法に基づき定め、布告した形態及び種類の通信事業を営業しようとする者は、委員会から許可証を取得しなければならない。

通信事業営業許可証は以下の三種からなる。

(一) 第一種許可証。自己の通信ネットワークを持たず、その通信事業が自由にサービスを提供できる形態を持つ事業の通信事業者への許可証で、そうした形態の通信事業を営もうとする者が委員会に届け出た時、委員会は営業許可証を発行しなければならない。

(二) 第二種許可証。自己の通信ネットワークを持たず、あるいは自己の通信ネットワークを持ち、特定のグループにのみサービスを提供する目的を有する事業、または自由競争、公共の利益、消費者に影響を及ぼさない事業の通信事業者への許可証で、そうした形態の通信事業を営もうとする者が、委員会が前もって定め、布告した原則、標準に全て従った時、委員会は営業許可証を発行しなければならない。

(三) 第三種許可証。自己のネットワークを持ち、多数の一般人にサービスを提供する目的を有する事業、または自由競争または公共の利益に影響を及ぼす、あるいは特別な消費者保護が必要となる事由のある事業の通信事業者への許可証で、そうした事業を営もうとする者は、委員会から審査の上、営業許可証の発行が認められた時、事業を行なうことができる。

第一種、第二種、第三種の許可証を取得した者は、第二段が規定する各種許可証の事業形態と一致し、通信事業の開発、事業者間の公正を考慮して委員会が定め、布告したサービスの範囲において、その形態または種類の通信事業を営む権利を有する。

許可証申請において、許可証申請者は、どの種の許可証申請が明らかにし、営もうとする通信事業の形態または種類を届け出なければならず、許可後に別の形態または種類の通信事業に参入する意図がある場合は、事業開始前に委員会に通知する。この場合、委員会は申請者が遵守する条件を規定することもできる。

第八条

許可証申請者の資格、申請方法、第七条に基づく許可証の種類ごとに違った、かつ形態及び種

類ごとの通信事業と一致し、周波数使用許可、通信事業マスタープランや周波数割当機関及びラジオ、テレビ、通信業監督法に基づく電波プランに定められた通信事業許可と一致する許可証発行原則について、事業を営もうとする者が事前に遂行することができるよう、委員会は一般公開による許可原則を定め、布告する。

第一段に基づく布告では、委員会が許可証申請者の資格、許可証申請方法、申請に必要な証拠書類またはデータ、許可証発行審査方法、委員会の審査期間、事業許可の範囲、許可の最長及び最短期間、及び事業に必要な条件に係る詳細を定める。

許可証申請者の資格規定においては以下の原則に従う。

(一) 第二種と第三種の許可証申請者は外国人事業法に基づく外国人であってはならず、その法人の全株式の七五%以上をタイ国籍者が保有しており、かつ取締役の四分の三以上はタイ国籍者で占められ、その法人を拘束する権限を有する者はタイ国籍者でなければならない。ここにおいて委員会は、法人における非タイ国籍者による事業支配形態を有するその他の禁止行為のある形態及び種類の事業における許可証申請者を定めることもできる。

(二) 破産者でない。

(三) 通信事業許可証を取り消されたことがない。

(四) 許可証申請者の取締役、支配人、または管理権限者が、許可証申請前の二年間にわたって、裁判所が本法令、電信・電話法、通信電波法、または消費者保護法違反の確定判決を受けていない。

(五) 第三種許可証の申請者は投資計画及び質を伴ったサービスによる通信サービス計画を有していなければならない。

(六) 委員会が第七条に基づく種類ごとに許可証申請者に対し定めたその他の資格を有し、禁止形態にない。

第九条

第三種許可証における通信事業の営業は、委員会が定めた最長期間、最短期間内の間の許可証に定められた期限を有する。

第三種許可証の延長は、許可期限が切れる前に申請者が申請する。その申請をした時、申請者は許可期限の延長をしない命令を受けるまで許可証取得者の地位にあるものとみなす。ただしこのとき委員会は申請日から三〇日以内に審査し、命令を許可証取得者に通知しなければならない。

許可証延長申請及び許可証延長は、委員会が第八条に基づく原則と一致させ定め、布告した原則、方法、条件に従う。

許可及び許可証延長における期間の規定において委員会は、投資計画の期間、サービス範囲、申請者の事業開発の方向、サービスを継続して受ける消費者の保護、事業評価結果を考慮して定める。

第一種許可証または第二種許可証を取得した通信事業の営業は、サービスが可能な期間にわたって行なうことができる。ただし許可証取得者が事業を中止する時は、その一か月前に委員会に

届け出なければならない。このとき委員会は許可証取得者が事業を中止する前に遂行しなければならない条件を定めることもできる。

第一〇条

通信事業営業許可証申請において、その通信事業が周波数を使用するものであれば、許可証申請者は周波数割当機関及びラジオ・テレビ・通信業監督法に基づき周波数使用許可も取得しなければならない。

許可証取得者が周波数使用許可を取り消された場合、その周波数を使用する事業について通信事業営業許可証を取り消されたものとみなす。

第一一条

許可証取得者は周波数使用料、通信信号料及び許可証発行手数料を委員会が定めたレート、原則、方法に基づき支払わなければならない。このとき事由なく事業者または消費者の負担となつてはならない。

周波数使用料及び通信信号料のレート、原則、方法の規定に当たって委員会は、公共の利益、コスト性、不足性、及びそれら資源の配分方法を考慮する。

許可証発行のレート、原則の規定に当たって委員会は、許可証の種類、本法令に基づく業務遂行により生じる通信事業監督費用について考慮する。

[注/通信信号(レークマーイ・トーラコムナーコム)とは例えば電話事業であれば電話番号に当たる]

第十二条

通信信号計画に定められたところに従い通信信号を使用しなければならない通信事業のための許可証発行において、委員会は許可証取得者の通信事業のためのサービス、エリアで使用される通信信号を定める。

許可証取得者委員会から許可を得た通信信号についてのみ、一般に対して通信信号をサービスに供することができる。

許可取得者が適当な事由なく許可を得た通信信号をサービスに供しなかったことが明らかである場合、あるいは許可を得なかった通信信号をサービスに供した場合、委員会は許可証取得者に許可されたところに基づく遂行、またはその通信信号の使用の中止を命じる権限を有する。このとき許可証取得者は損害賠償を請求することはできない。

サービス利用者の利益保護のため、かつ技術方面の準備ができた時に、委員会はサービス利用者がサービス提供者、エリア、サービスの種類の変更を求めた時、元の通信信号を使用する権利を与えるにあたっての方向性と原則を定める。このとき委員会は関係する許可証取得者の意見を聴取する。

委員会が第五〇条第一段に基づき定めた基準下に、許可証取得者は通信信号使用者のデータをサービス利用者の名簿作成のために請求した者へ提供する義務を有する。このときデータを用意するのにかかった費用についてのみ請求することができる。

第一三条

通信信号の規定に資するために、許可証取得者がサービスで使用するにあたって、委員会が周波数割当機関及びラジオ・テレビ・通信業監督法に基づき通信信号計画を策定するときに、以下の原則を採り入れなければならない。

- (一) サービスに十分な通信信号がある。
- (二) 質と公正さを伴った通信信号の使用。
- (三) 通信信号計画にはサービスの形態及び種類の分類、及び通信事業で使用される設備の簡明さを支援しなければならない。
- (四) 通信信号計画の改定増補はそれが必要な場合にのみできる。

委員会が通信信号計画を定めた場合、または通信信号計画の全部あるいは一部を改定増補した場合、許可証取得者は委員会が定めた原則に従う義務を有する。

第一四条

許可証取得者が通信信号を増やすことでサービス拡張を、またはサービスエリアの拡張を企図する場合、委員会に申請する。

委員会が通信信号の拡張またはサービスエリアの拡張が公共の利益になり、かつ公正な通信事業の競争を制限しない形態にあると判断した場合、委員会は委員会が定めた原則及び条件に基づき許可証取得者への許可を検討する。この場合、委員会は申請があった日から三〇日以内に検討し、許可証取得者に結果を通知し、許可に当たって委員会は委員会が定めた原則に基づき拡張許可における部分につき手数料を請求できる。

第一五条

通信事業営業において許可証取得者は、周波数割当機関及びラジオ・テレビ・通信業監督法に定められた原則と委員会が定めた条件に従わなければならない。

委員会は許可における条件の規定で、許可証取得者の権利、義務、責任を明瞭に定めるほか、少なくともサービス開始時期、サービス期間、サービスの形態または種類の詳細、サービス料金、通信信号利用者へのデータ公表サービス、及び公益のために必要なその他の事柄を定めることで、許可証取得者の通信サービス計画を定める。

公益保護のための重要な事由がある場合、または法律や状況が変化した場合、委員会は必要に応じて許可条件を改定増補する権限を有する。

第一六条

許可証取得者が定められた通信信号またはエリアに基づき事業許可を得た場合、許可証取得者がしかるべき事由なく第一五条に基づく許可条件によって定められた通信サービス計画に基づいてサービスを行なわなかったことが明らかであり、委員会が公益に影響を及ぼすと判断したときは、委員会は定められた量の通信信号を返還させる、またはサービスエリアを制限する権限を有する。このとき許可証取得者は損害賠償を請求することはできない。

第一七条

委員会は基本通信サービスを普及させる義務を有し、許可証取得者をして以下の通信サービスを提供させる権限を有する。

(一) 僻地、投資収益の低い地域、通信サービス提供者のいない地域、または通信サービス提供者がいても需要をまかなえていない地域における通信サービスの提供。

(二) 教育施設、宗教施設、病院、及びその他社会支援施設に対する通信サービスの提供。

(三) 委員会が低所得者向けに定めた形態または種類の公共通信サービスの提供。

(四) 身体障害者、子供、高齢者、及び社会的弱者の公共通信サービス利用における便宜の提供。

許可証取得者が提供しなければならない第一段に基づく通信サービスの規定における原則、方法、条件は、委員会が規定、布告するところに従う。

委員会は、申請希望者が許可申請する前に第一段に基づく通信サービスの提供の範囲について知ることができるよう、事前に第二段に基づく布告を出す。

本条に基づく許可証取得者の通信サービス提供規定は、許可証取得者の投資に対し過度の負担を強いてはならず、同一の形態及び種類の通信事業を行なう許可証取得者間において同等なものでなければならない。

第一八条

許可証取得者が、第一七条に基づき委員会が定めた通信サービスを提供できない場合、または基本通信サービス普及で許可証取得者も責任分担すべきである場合、委員会はその許可証取得者に対し、周波数割当機関及びラジオ・テレビ・通信業監督法に基づく公益のための通信開発基金に通信事業から得られる収入より資金を拠出させ、第一七条に基づく通信サービス提供にその資金を使用することを定める権限を有する。

第一九条

委員会は新規の許可証取得者が他の許可証取得者と、質を伴い、平等で、公正な競争の下でのサービス機会が持てるよう支援、促進するための標準を定める権限を有する。

第二〇条

許可証取得者はサービスの一部または全部を停止、中止することはできない。ただし委員会が

定めた原則、方法に基づき委員会から許可を得たときはその限りではない。

許可証取得者はしかるべき事由なく特定の者へのサービスを拒否することはできない。

第二一条

通信事業において、取引競争法の規制下に置かれたもののほかに、以下のような通信サービスにおける競争を損なう、または低下させる、あるいは制限する行為を許可証取得者がしてはならない通信事業の形態について、委員会は標準を定める。

- (一) サービスへの助成。
- (二) 同一種サービスにおける事業保護。
- (三) 不公正なマーケティング権限行使。
- (四) 競争の妨害。
- (五) 小規模な事業者の保護。

第二二条

許可証取得者は以下の状況が起きた時、遅延なく事務局長に報告しなければならない。

- (一) 許可証取得者が通信サービスにおいて支障をきたす重大な損害を被った。
- (二) 許可証取得者が許可を得た事業以外の別の通信事業を営もうとする。
- (三) 許可証取得者がその経営の全部または一部の権限を付与するため他者と契約しようとする。
- (四) 許可証取得者が証券・証券取引所法に基づく事業支配または被事業支配の形態を持つ行為をなした、あるいは行為をなされた。
- (五) 委員会が定め、布告したところに基づく許可証取得者の事業またはサービスに影響を及ぼす、あるいは影響を及ぼす恐れのある場合。

(二)及び(三)に基づく報告は、許可証取得者はその行為をする前に報告しなければならない。(一)(四)(五)に基づく場合は当該状況が生じた時に直ちに報告しなければならない。

事務局長は第二段に基づく報告を受け取った時、速やかに委員会に報告する。委員会は公益への損害を防止するために許可証取得者がなさなければならない条件を定める権限を有する。

第二三条

委員会は、許可証取得者に対し、サービス利用者の通信サービス利用に係るデータ記録システムを構築し、サービス利用者が検査できるようにさせることができる。

第二四条

本章の規定が適用できない特別な技術を有する形態、種類の通信事業について、委員会はその通信事業の形態、種類に基づく通信事業の条件を定める権限を有する。

第一段に基づく条件規定は委員会が定め、布告したところに従う。

第二章

通信ネットワークの使用及び接続

第二五条

通信ネットワークを有する許可証取得者は、委員会の定めた原則、方法に基づき自己のネットワークと別の許可証取得者のネットワークを接続する義務を有する。

通信ネットワークを有する許可証取得者は、別の許可証取得者が委員会の定めた原則、方法に基づき自己のネットワークを使用することに承諾しなければならない。

通信ネットワークの使用の拒否は、以下の場合についてのみ、これをなすことができる。

- (一) 別の許可証取得者が使用するには通信ネットワークが十分でない。
- (二) 通信ネットワーク使用が通信事業への妨害となる技術上の問題がある。
- (三) 委員会が定めたその他の場合。

通信ネットワークを有する許可証取得者で、第三段に基づきそのネットワーク使用を拒否する者は、拒否の事由を証明する義務を有する。

ネットワーク使用または接続料金の請求は、通信ネットワークを有する許可証取得者とその使用または接続を求める者との間で適かつ公正なものでなければならず、通信ネットワークの使用または接続を求める者の間においても同等でなければならない。

第一段及び第二段に基づく原則、方法の規定にあたって委員会は、関係する許可証取得者から意見聴取する。

第二六条

通信ネットワーク使用拒否があった、または通信ネットワーク使用あるいは接続契約交渉で合意できなかった場合、当事者は委員会に対し、委員会が定め、布告した原則、方法に基づき審理、判定するよう申し立てる権利を有する。委員会の判定は最終的なものとする。

第一段に基づく委員会の審理中、必要であれば委員会は委員会が定めた原則、方法に従い通信ネットワークの使用または接続を命じることができる。

第二七条

通信ネットワーク使用または接続に係る契約には以下の形態について規定がなければならない。

- (一) サービス利用者が不利益を被らない。
- (二) 別の許可証取得者への実行選択、分離、妨害にはならない。
- (三) 通信ネットワークの使用または接続地点における技術上の規定は、技術上の継続性をはっきりさせ、通信ネットワークの使用または接続を求める者に対し過度の負担をもたらさない。
- (四) 通信ネットワークの使用または接続を求めると通信ネットワーク提供者の義務及び責

任を明瞭に規定する。

(五) 第二五条第五段における原則に基づく通信ネットワーク使用または接続料金の設定。

(六) 委員会が定め、布告したその他の形態。

通信ネットワーク所有者である許可証取得者は、契約調印日から一〇日以内に委員会に対し契約書の謄本を送付しなければならない。委員会が当該契約の規定が第一段に基づいていないと判断したときは、委員会は期限内における改定を命じる権限を有する。通信ネットワークの所有者である許可証取得者が委員会が定めたところに基づく契約の改定に承諾しないときは、第六五条の内容を準用する。通信ネットワークの使用または接続を求める者が契約改定を承諾しないときは当該契約は無効とみなす。

第二八条

許可証取得者は通信ネットワーク使用または接続における正しい、かつ必要なデータを通信ネットワーク使用または接続を求める他の許可証申請者に通知しなければならない。他の許可証取得者の通常の通信ネットワーク使用または接続を不可能とする行為をなしてはならない。

通信ネットワークの変更が通信ネットワークの使用または接続に影響を及ぼす時は、通信ネットワークを所有する許可証取得者は六か月以上前もってその変更を告知しなければならない。

第二九条

通信ネットワークの所有者である許可証取得者は、委員会が定めた方法に基づき通信ネットワーク使用または接続契約を公開しなければならない。

第三〇条

経済・社会上の変化があった、または契約に定められた通信ネットワークの使用料または接続料レートを不相当とする事由が生じ、許可証取得者間で有利不利があり、どちらかが過度の負担を強いられる場合、契約当事者である許可証取得者は委員会に当該レートの改定を求めることができる。委員会は改定許可に際し、サービス利用者への影響を考慮する。

第三一条

国家安全保障のために、または公共に損害をもたらす大災害防止のために、あるいは公共の利益のために、政府が委員会に要請した時、委員会は許可証取得者と関係政府機関の間における通信ネットワーク使用・接続のため行動する。この場合、許可証取得者は委員会の命令に従う義務を有する。

第三章

通信ネットワーク及び設備の標準

第三二条

委員会は定められた技術上の標準を有していなければならない通信ネットワーク、通信機器、通信事業で使用される設備の種類を定め、布告する権限を有する。

委員会は通信ネットワーク、通信機器、または通信事業で使用される設備のうち通信事業に使用する前に検査を受け、標準保証を受けなければならない種類を定め、布告することができる。

第三三条

許可証取得者は通信事業に使用する通信ネットワーク、通信機器、通信設備が質を有し、第三二条に基づき出された布告に定められた標準を有するよう保全、補修、改善しなければならない。

第三四条

第三種許可証取得者は、通信サービスの監督、自らの通信ネットワーク、通信機器、通信設備の設置、検査、保守を実施し、技術上の標準を維持するため、委員会が定めた資格、人数を有するエンジニアを擁していなければならない。

第三五条

第三二条第二段に基づき委員会が布告したところに従い、あるいは検査、標準保証を求める者からの請求があった場合、事務局は通信ネットワークで使用する設備、通信機器、及び通信事業で使用する設備を検査、標準保証する権限を有する。

第一段に基づく検査及び標準保証は委員会が定め、布告した形式に従う。

第三六条

検査及び標準保証を行なうことを希望する者は、通信ネットワークで使用する設備、通信機器、通信事業で使用する設備を検査、標準保証する法人である機関を設立し、委員会から許可証を取得しなければならない。

許可証申請者の資格、許可証申請、許可証発行、許可証期限、許可証更新、許可証発行手数料、許可証期限延長は委員会が定め、布告した原則、方法、条件に従う。

検査・保証機関は委員会が定めた資格、人数の検査員を擁していなければならない。

検査・保証機関の設立許可証について、委員会は場合ごとに適当な条件を定めることができる。

第一段に基づく許可証取得者の検査・保証サービス料の請求は、委員会が定めたレートに従う。

第三七条

以下の場合、委員会は検査・保証機関の設立許可証を取り消すことができる。

- (一) 検査・保証機関設立許可証取得者が第三六条第二段に基づく布告の定めにある資格がない。
- (二) 検査・保証機関が不正な検査、検査報告、保証をした。
- (三) しかるべき事由なく検査、検査報告、保証が遅れ、被検査人が重大な損害を被る事由とな

った。

(四) 検査・保証機関が委員会の定めた資格または人数に満たない検査員しか擁していない。

第一段に基づく許可証の取消は、許可証取消前に行なった検査・保証機関の保証には影響を与えない。ただし不正な保証、あるいは委員会が定めた標準に基づかない場合はその限りではなく、委員会はその標準保証を取り消すことができる。

第二段に基づき取り消された標準保証により損害を被った者については、その者が不正に荷担した場合を除き、許可証を取り消された検査・保証機関はその者が蒙った損害を補償する義務を有する。

第三八条

許可証取得者の通信ネットワーク、通信機器、その他の設備が使用できず、通常の使用が不能となり、通信事業に支障を生じさせた、あるいは第三二条に基づく布告で定められた標準に従っていない場合、係官は許可証取得者に対し、その通信ネットワークまたは設備の改修、改善、使用中止を命じる権限を有する。

第一段の内容はサービス利用者の通信設備にも準用する。

第四章

許可証取得者の権利

第三九条

通信事業の遂行において、許可証取得者が柱を埋める、または立てる、線を引く、管を埋める、あるいは構成設備を設置する事由があり、本章に基づく権利を行使する必要があるとき、その許可証取得者は柱を埋める、または立てる、線を引く、管を埋める、あるいは構成設備を設置する方角、区画の詳細を示した設計図を作成し、実施前の承認を得るために委員会に提出する。

委員会が第一段に基づく承認を与えた時、許可証取得者は以下の権利を有する。

(一) 通信サービスにおいて線を引く、または構成設備を設置する際に、別の許可証取得者の同様な通信事業で使用している、または国家機関、あるいは公共事業者の柱、管、建造物の上に、またはそれに沿って敷設しなければならないときは、別の許可証取得者、国家機関、公共事業者がそれを拒否していても、線を引く、または構成設備を設置することができる。ただしこのとき、別の許可証取得者、国家機関、公共事業者は敷設する許可証取得者に対し、必要なだけの受益費を請求することができる。

(二) 国の公共財産である土地内であっても、その土地を管理する権限を有する国の係官に事前通知することで、通信サービスにおける柱を埋める、立てる、線を引く、管を埋める、構成設備を設置することができる。このときその土地の管理権限を有する国の係官が定めた原則、条件に従わなければならない。

(三) 委員会が定め、布告した方向に従い、土地の所有者または占有者との間で合意すること

で、他者の土地であっても通信サービスにおける柱を埋め、立てる、または線を引く、構成設備を設置することができる。

許可証取得者は、許可が得られない、または受益の様態に比して使用料または報酬が過度に高いために、第二段に基づく行為をなすことができない場合、委員会に審査を求めることができる。委員会が許可証取得者の行為が回避できない必要なもので、国の機関、その土地または財産の所有者あるいは占有者に損害を与えないと判断したときは、委員会は日時、実施内容を三〇日以上前もって土地または財産の管理権限のある国の係官に、または土地または財産の所有者、占有者に通知することによって、その土地、財産の使用を通知する権限を有する。

第三段に基づく通知を受けた者は、その通知を受けた日から三〇日以内に判定を下すよう、委員会に対し、その土地、財産が利用に適しない事由、またはその実施によってその土地、財産の使用価値に重大な損害を及ぼす事由を申し立てることができる。委員会の判定は最終的なものとする。

委員会が第三段に基づき通知した期限が切れ、かつ許可証取得者が第四〇条に基づき土地または財産の使用料を支払った時は、許可証取得者は第二段に基づく行為のために土地または財産を使用する権利を有する。ただしその使用は、苦情を生じさせない、または自然環境に影響を及ぼさない、あるいは土地の使用価値を過度に低下させないために委員会が定め、布告した原則に従わなければならない。

第四〇条

許可証取得者は、委員会が定めた額に従い第三九条に基づく土地使用料を支払わなければならない。

土地または財産の管理権限者、あるいは土地または財産の所有者、占有者が第一段に基づく使用料を受け取らない場合、許可証取得者は使用料を委員会が定めた原則に従い、委員会に預託する。

許可証取得者または土地所有者、土地管理権限を有する係官が委員会が第一段に基づき定めた使用料に不服であるときは、行政裁判所に訴える権利を有する。

第四一条

委員会が定めた原則に基づき、土地または財産の管理権限者、あるいは土地または財産の所有者、占有者に事前通知した時、許可証取得者は承諾なしに国の公共資産である土地、またはその他の者の土地の上に、あるいは土地を通過して架線する権利を有する。

土地または財産の管理権限者、あるいは土地または財産の所有者、占有者は、許可証取得者に対し、架線に当たってその土地の利用上の利益に影響しない区域を提示することができ、架線によって損害を受けたときは許可証取得者に賠償を請求する権利を有する。

本条の内容を第三八条第二段（一）に基づく行為にも準用する。

第四二条

許可証取得者は三〇日以上前もってその土地の占有者に文書で通知することで、検査、保守、補修、危険または損害の防止のために、その土地にある通信ネットワーク、柱、架線、管、または設備の場所に立ち入ることができる。ただしその時に生じた損害を解決するために緊急の必要がある場合は、ただちにその土地に立ち入り、解決に当たることができる。

第四三条

通信サービス利用者の設備が通信上の妨害を生じさせた場合、または通信ネットワークまたは通信事業における使用設備が損害を被る場合、許可証取得者はその通信サービス利用者に通知状を送付し、しかるべき期間内に当該設備を変更または改善させることができる。

通信サービス利用者が第一段に基づく通知状に基づき変更、改善せず、依然として通信上の妨害を生じさせた場合、または通信ネットワークまたは通信事業における使用設備が損害を被っている場合、その利用者が通知状に基づき変更、改善するまで、一時的にサービスを中止することができる。

緊急に必要な事由がある場合、許可証取得者は直ちに通信サービスを中止し、後に通知することもできる。

第四四条

いずれの者であっても通信サービスまたは通信サービス施設における通信ネットワーク、柱、線、管、経路設備、あるいはその他の設備を損壊、毀損、減価、無価値化させる行為をなしてはならない。

本条に資するために委員会は必要に応じて第一段に基づく保護基準を定め、布告することができる。

第五章

サービス利用者の権利

第四五条

許可証取得者の通信サービスにより被害を被っている者は、事務局に文書を送ることによって委員会に対し訴える権利を有する。

第一段に基づく訴状は明確な事実関係を示さなければならず、当該ケースに係る証拠書類があれば、その書類も同時に送付する。

委員会による訴えの審査中において、訴えた者が委員会に対し、一時的な改善行為を許可証取得者に取らせるよう検討を求めることもできる。

第四六条

委員会は訴えを受理した日から三〇日以内に審査を終える。このとき当事者に事実関係を指摘及び証言する機会を与えなければならない。許可証取得者が法律、許可条件、サービス契約に違反した、またはサービス標準に従わなかったと判断した場合、委員会は許可証取得者に対し、定められた期限内に改善するよう命じる権限を有する。

第四七条

許可証取得者が第五五条に基づき委員会が定めたレートよりも高い、または他の同一の形態、種類の通信サービス利用者よりも高い手数料またはサービス料を請求している、あるいは許可証取得者が不当な手数料またはサービス料を請求していると判断したサービス利用者は、許可証取得者から自己のサービス利用に係るデータを得る権利を有する。

許可証取得者は、請求があった日から三〇日を超えない範囲のしかるべき期間内に、サービス利用者に対し第一段に基づくデータを通知しなければならず、サービス利用者が請求した場合、許可証取得者はデータが正しいことを示す保証書を作成し、サービス利用者に渡さなければならない。このときその作成にあたっての料金を課してもかまわないが、実際のコストより高くあってはならず、委員会が定めた原則に従わなくてはならない。

第四八条

許可証取得者が第四七条第一段に基づく形態の手数料またはサービス料を請求していると疑うべきしかるべき事由がある場合、サービス利用者は訴える権利を有し、第四五条及び第四六条をこの場合にも準用する。

第一段に基づく訴えの審査において、許可証取得者は手数料またはサービス料の請求の正しさを主張するため事実関係を証明する義務を有する。

第四九条

サービス利用者は許可証取得者からサービスを受けるに当たって自己の通信機器を使用する権利を有する。

許可証取得者のサービスシステムに利用者の通信機器を持ち込む場合の手数料請求は、委員会が定めたレート及び原則に従う。

通信サービス利用において、許可証取得者は、サービス利用者に対して許可証取得者の通信機器使用または許可証取得者が定めたところに基づく通信機器使用を強制することはできない。ただし技術上の必要から、許可証取得者が定めた通信機器を使用しなければならない種類における通信サービスはその限りではない。このとき許可証取得者は委員会が承認した時、そうした条件を定めることができる。ただしそうした通信機器の種類の規定はサービス利用者とそのサービスで使用を規定した種類の通信機器を自ら持ち込む権利を損なうものではない。ここにおいて許可証取得者はサービス利用者に対しサービス提供またはシステム接続を拒否することはできない。

第五〇条

委員会は通信における個人情報に係るサービス利用者の保護、個人の権利、自由の保護のための標準を定める。

許可証取得者は委員会が第一段に基づき定めた標準に従う義務を有する。

第一段に基づくサービス利用者の権利を損なう行為者がいる時、許可証取得者または委員会は当該行為を止めさせ、速やかにサービス利用者に通知する。

第六章

通信サービス契約

第五一条

許可証取得者と通信サービス利用者との間の契約、及び許可証取得者が提供する通信サービスに係る条件、さらに当該契約または条件の改定にあたっては委員会からの承認を事前に受けなければならない。

委員会が承認する契約及び条件には少なくとも以下の規定がなければならない、または規定があってはならない。

- (一) 許可証取得者及びサービス利用者の義務及び責任に係る明瞭で公正な規定
- (二) 許可証取得者のサービス標準にかかる規定
- (三) 全サービスにおける公正な費用の種類及び範囲に係る規定、及び規定した以外の費用を請求しない保証規定
- (四) 適当な事由なくサービス利用者に対し利用制限となる規定がないこと
- (五) サービス利用者への行為選択、分離、排除の形態を持った規定がないこと、または当事者の一方に対し不当な規定がないこと

許可証取得者が契約または条件の承認を得た時、サービス利用者に対しその契約または条件を適用する権利を有する。

本条の規定に資するため、委員会は通信サービスに係る契約及び条件の標準を定め、布告する権限を有し、委員会から承認を得なくてもよい特定の件についての契約または条件を除外することを定めることもできる。

通信サービスに係る契約において、消費者を保護するための原則を定めた法律がある場合、許可証取得者は当該法律に基づく原則に従う義務を有する。

第五二条

許可証取得者は委員会が定めた方法に基づき、自己のサービスにおける契約書式及び条件規定を公開しなければならない、公衆が検査することができるよう許可証取得者の事業所の視認しやすい場所に公開掲示しなければならない。

第五三条

許可証取得者が自己の通信サービスの品質標準を広告した場合、その広告に従ったサービスを提供するのは許可証取得者の義務となる。

許可証取得者が広告の内容に基づかない通信サービスを提供したとき、委員会は許可証取得者に対し広告に合致させるよう改善命令を出す権限を有する。

第五四条

委員会が定め、布告したところに基づく通信事業及び通信サービスに係る契約または合意において、許可証取得者が外国政府、国際機関、及び外国人または外国法人とこれをなすときと、当該契約または合意の改定または廃止をなすときは、委員会から事前に承認を得なければならない。このとき通常の調達任用はその限りではない。

許可証取得者は委員会が定めた原則に基づき、外国政府、国際機関、外国人または外国法人と交わした契約または合意の全謄本を、契約日または合意日から三〇日以内に委員会に提出しなければならない。ただし調達任用に係る契約、合意、または委員会が提出しなくともよいと定め、布告した契約、合意はその限りではない。

委員会の承認なしに契約または合意がなされた、あるいは承認したところと違った行為があると判断した場合、委員会は許可証取得者に対し、委員会が定めた原則、期間に基づき改善を命じる権限を有する。許可証取得者が当該期間内に改善しなかったときは、許可証取消の事由になるものとみなす。

第七章

通信事業における手数料及びサービス料

第五五条

委員会は、許可証取得者が事業許可証を得た通信事業の形態及び種類に基づきサービス利用者から徴収する手数料及びサービス料の種類及び上限額を定め、布告する。

第五六条

第五五条に基づく手数料及びサービス料の上限額の規定は、

- (一) 明瞭な計算方法がなければならない
- (二) 許可証取得者及びサービス利用者にとって公正なレートでなければならない
- (三) サービス利用者または特定の者に対し行為選択、分離、排除の形態を有してはならない

第五七条

各許可証取得者は委員会が第五五条に基づき定めた上限額以外に、またはその上限額を超えて手数料またはサービス料を徴収してはならない。また公正な競争を制限する取引上の妨害となる

形態でレートを定めてはならず、同一の形態または種類の通信サービスにおいては同一のレートで自己のサービス利用者から徴収しなくてはならない。

委員会は許可証取得者に対し、委員会が定めた原則に基づき、公衆の知識振興に益するための通信情報・知識サービスにおける手数料またはサービス料を引き下げる、または廃止させることができる。

第五八条

許可証取得者は、事前に徴収する形態を有する保証金またはその他の金銭を徴収することはできない。

許可証取得者の本条違反または本条に従わない行為は、公益に対し重大な損害をもたらすものとみなす。

本条の規定は本法に基づく通信サービス契約にも適用する。

第五九条

許可証取得者は自己の手数料及びサービス料を公開しなければならず、委員会が定めた方法に従い全サービス利用者に通知しなければならない。また公衆が検査できるよう自己の事業所の視認しやすい場所に料金を掲示しなければならない。

委員会はそれが適当な場合、許可証取得者に対し、サービス利用者が毎回のサービス利用の前に事前を知ることができるよう、サービス料及び手数料を通知する制度を用意させることができる。このとき費用は徴収しない。

第六〇条

経済または社会状況が変化し、あるいはある事由により委員会が第五五条に基づき定めた手数料またはサービス料の上限額が不適當になり、許可証取得者間に有利不利を生む、あるいはサービス利用者が不当な負担を強いられる事由となった場合、委員会は当該手数料またはサービス料の改定を検討することができる。

第八章

監督

第六一条

本法に基づく執行のため係官は以下の権限及び義務を有する。

(一) 事業、会計帳簿、証拠書類、関連データ、または本法典規定への違反行為、あるいは許可証の規定に基づかない行為を検査するために、日照時間または業務時間内に、許可証取得者が事業を営む建物または場所に立ち入る。

(二) 審査のために証人を出頭させる、または書類・物品を提出させる召喚状を出す。

(三) 許可証取得者が本法令または許可証の条件規定に違反した、あるいは従わないために損害を生じさせている場合は、これを検査し、事実関係をまとめ、委員会に報告する。

第一段に基づく係官の職務遂行において、関係者はしかるべき便宜をはかる。

第一段に基づき検査に着手したが、終了しなかった時は日照時間、その場所の業務時間を超えて検査を継続することができる。

本条に基づく係官の職務遂行は委員会が定め、布告した原則に従わなければならない。このとき本条に基づく権限義務の行使権を有する事由及び必要性をケースごとに定めなければならない。

本法典に基づく職務遂行において、委員及び係官は刑法典に基づく捜査官となる。

第六二条

職務遂行において係官は関係者に身分証明証を提示しなければならない。

係官の身分証明証は委員会が定め、布告した様式に基づく。

第六三条

公共の秩序、国家安全保障、経済安定性、公共の利益保護のために緊急性、または必要性がある場合において、委員会は係官に対し、その緊急性、必要性がなくなるまで臨時的に許可証取得者の設備、道具の占有、使用を命じる、または国の機関がそれを代行するために係官に対し、臨時的に許可証取得者の設備、道具の占有、使用を命じることができる。あるいは許可証取得者または許可証取得者の従業員にそのための行為を命じることができる。

第一段に基づく職務遂行において、係官が許可証取得者に損害を与えたときは、許可証取得者は公正な損害賠償を事務局に請求する権利を有する。

第九章

行政命令

第六四条

許可証取得者が第九条第五段、第一一条、第一二条第二段または第三段、第一三条第二段、第一五条、第一七条、第一八条、第二〇条、第二二条、第二三条、第二四条、第二五条、第二六条第二段、第二七条、第二八条、第二九条、第三三条、第三四条、第三八条、第四五条第三段、第四六条、第四九条、第五〇条、第五一条、第五二条、第五三条、第五四条、第五六条、第五七条、第五八条、第五九条に違反した、または従わないことが明らかであるとき、事務局長は許可証取得者に違反行為の中止、期限内における改善、正当または適当な遂行を命じる権限を有する。

第六五条

第六四条に基づく事務局長の命令を受けた許可証取得者がその命令に不服の場合は、命令を受

けた日から一五日以内に委員会に異議を申し立てる権利を有する。委員会の判定は最終的なものとする。

第六六条

許可証取得者が第六四条に基づく事務局長の命令に従わず、第六五条に基づく期限が切れた、または委員会が事務局長命令を支持する判定を下した場合、事務局が警告書を出してもその命令に従わなかった時、事務局長は行政手続法に基づく行政罰としての料料を検討する。料料は一日あたり二万バーツ以上とする。

許可証取得者がそれでも従わない、または命令に違反した場合、許可証の使用を停止する。あるいは公共の利益に損害をもたらしている場合、委員会は許可証の使用停止または取消権限を有する。

許可証の使用停止、取消となる場合の行為の規定は、委員会が定め、布告したところに基づく。

第一〇章

罰則規定

第六七条

許可を得ずに通信事業を営んだ者、あるいは許可を得ずに通信事業において周波数を使用した者は、以下の罰則に処する。

(一) 第一種許可証取得が定められている事業においては、一〇万バーツ以下の罰金に処する。

(二) 第二種許可証取得が定められている事業においては、二年以下の禁固刑、または一〇〇万バーツ以下の罰金、あるいはその双方に処する。

(三) 第三種許可証取得が定められている事業においては、五年以下の禁固刑、または一〇〇万バーツ以下の罰金、あるいはその双方に処する。

裁判所が本法令に基づく違反者に裁定を下す場合、裁判所はその事業で使用する道具、設備をすべて差押えする。

第六八条

第一四条に基づく許可を得ずに事業を拡張した許可証取得者は、三年以下の禁固刑、または六〇万バーツ以下の罰金、あるいはその双方に処する。

第六九条

第二一条に違反した許可証取得者は、三年以下の禁固刑、または六〇万バーツ以下の罰金、あるいはその双方に処し、重犯の場合はその二倍の刑に処する。

第七〇条

委員会の第三一条に基づく命令に従わなかった許可証取得者は、三年以下の禁固刑、または六〇万パーツ以下の罰金、あるいはその双方に処する。

第七一条

第三六条に基づく許可を得ずに通信設備の標準を検査または保証した者は、三か月以下の禁固刑、または五万パーツ以下の罰金、あるいはその双方に処する。

通信設備の標準を検査し、保証する部署を設置した許可証取得者で、委員会が第三六条第四段に基づき定めた条件に従わなかった者は、一万パーツ以下の罰金に処する。

第七二条

第四四条第一段に違反したが、通信システムに支障を及ぼさなかった者は、六か月以下の禁固刑、または一〇万パーツ以下の罰金、あるいはその双方に処する。

第七三条

委員会が第四四条第二段に基づき定め、布告した標準に従った通信システム保護のため規定された標識、標識ブイを損壊させた、減価させた、利用できなくした者は、二年以下の禁固刑、または四〇万パーツ以下の罰金、あるいはその双方に処する。

第七四条

不法に通信上の内容またはデータを傍受する、あるいは公開するための行為をなした者は、二年以下の禁固刑、または四〇万パーツ以下の罰金、あるいはその双方に処する。

第七五条

係官の第六一条第一段(一)に基づく職務遂行に便宜を供しなかった者、あるいは第六一条第一段(二)に基づく係官による召喚状に従い、証言しなかった、書類または物品を提出しなかった者は、一か月以下の禁固刑、または一万パーツ以下の罰金、あるいはその双方に処する。

第七六条

第六三条第一段に基づく係官の職務遂行を妨害した者は、六か月以下の禁固刑、または一〇万パーツ以下の罰金、あるいはその双方に処する。

第七七条

本法令への違反で罰則が六か月以下の違反については、委員会が科料を科す権限を有する。委員会は科料審査のための小委員会を設置し、科料の原則、小委員会の職務遂行上の条件を定めることができる。

違反が明らかで、かつ違反者が科料に応じた場合、捜査官は速やかに科料審査のために委員会

にその件を送致する。

違反者が科料決定に基づきそれを支払った時、その事件は刑事訴訟法典に基づき終結したものとみなす。

第七八条

本法令に基づき罰則を受ける者が法人である場合、その法人のマネージング・ダイレクター、マネージャー、または業務上責任者がその違反に対する罰則規定を適用される。ただし自己がその行為について知らなかった、または承諾しなかったことを証明できるときはその限りではない。

経過規定

第七九条

委員会はタイ通信公団、タイ電話公団に対し、両公団が本法令が施行された日に有していた事業の形態及び種類、サービスの範囲、通信サービス提供における諸権利及び義務に基づき、通信事業営業許可証を発行する。このとき委員会が第八条に基づき許可原則を定め、布告した日から一八〇日以内に発行されなければならない。

第一段に基づく許可証の発行において、委員会はこれまでサービスを受けてきた公衆の利益、質と効率を伴ったサービスの実現、本法令の目的の実現を考慮し、タイ通信公団及びタイ電話公団の事業に係る適当な条件を定める。

タイ通信公団及びタイ電話公団は本法令の施行日から三〇日以内に、委員会に通信事業に係るデータの詳細を報告する。

第一段に基づく許可証を受け取るまでの間、タイ通信公団及びタイ電話公団は通信事業を継続することができる。

第八〇条

第七九条に基づく許可証を受けたタイ通信公団またはタイ電話公団の通信事業において、当該公団が本法令の施行日前に通信事業を営む者に許可、事業権付与、契約していたときは、その者はその許可、事業権、契約が終了するまで、その許可、事業権、契約に基づく旧来の範囲及び権利に従い通信事業を営む権利を有する。

第一段に基づく許可、事業権付与、契約された者の通信事業は本法令に基づく原則下に置かれ、委員会が自由で公正な競争の基礎の上に定めた条件に従う。ここにおいて、これらの者は本法令に基づく許可証取得者同一の権利、義務、責任を有するものとみなし、委員会が許可証を取り消す事由となる本法令に基づく違反行為を、これら許可、事業権付与、契約された者がなしたとき、委員会はその許可、事業権付与、契約を取り消すことができる。

許可、事業権、契約の残り期間において通信事業上の権利を削減または制限しない許可、事業権、契約の変更合意は、当該許可、事業権、契約の有効性に影響を与えないものとみなす。

許可取得者、事業権者、契約者がタイ通信公団またはタイ電話公団とその許可、事業権、契約を本法令に基づく許可証取得に変更するため合意した場合、委員会は許可取得者、事業権者、契約者に対し許可証を発行し、その許可、事業権、契約の残り期間にわたって、当事者が合意した既存のサービス範囲に基づき通信事業を営む権利を付与する。このとき本法令の規定に反し、矛盾するものであってはならない。第七九条を許可証発行にも準用する。

本条の内容を、本法令の施行日において他の政府機関から許可、事業権付与、契約を得ていた者にも準用する。

第八一条

委員会が第八条に基づく許可の原則を定め、布告した時、その布告前少なくとも一二〇日以前に合法的に通信サービスを提供していた者で、第七九条及び第八〇条の適用下でない者がサービスを継続したいときは、委員会がその規定を布告した日から九〇日以内に本法令に基づき許可証取得を申請しなければならず、申請中において通信サービスを継続することができる。このとき委員会は許可証取得申請日から九〇日以内に審査を終えなければならない。

第一段の内容を委員会が第一段に基づく布告後に通信事業の形態、種類を増やす際の規定布告にも準用する。

(おわり)